百九十二	ガソリンスタンド
百九十三	燃料小売業（ガソリンスタンドを除く）
百九十四	紙・文房具小売業
百九十五	スポーツ用品小売業
百九十六	がん具・娯楽用品小売業
百九十七	楽器小売業
百九十八	たばこ・喫煙具専門小売業
百九十九	ジュエリー製品小売業
二百	ペット・ペット用品小売業
二百一	他に分類されないその他の小売業
二百二	建物売買業
二百三	不動産管理業
二百四	スポーツ・娯楽用品賃貸業
二百五	音楽・映像記録物賃貸業（別掲を除く）
二百六	貸衣しょう業（別掲を除く）
二百七	他に分類されない物品賃貸業
二百八	他に分類されない専門サービス業
二百九	建築設計業
二百十	測量業
二百十一	興行場
二百十二	ボウリング場
二百十三	カラオケボックス業
二百十四	娯楽に附帯するサービス業（場外車券売場、場外馬券売場、場外舟券売場及び競輪・競馬等予想業を除く。）
二百十五	各種学校
二百十六	音楽教授業
二百十七	他に分類されない教育，学習支援業
二百十八	その他の療術業
二百十九	自動車一般整備業
二百二十	その他の自動車整備業
二百二十一	他に分類されない修理業
二百二十二	複写業
二百二十三	ディスプレイ業
二百二十四	他に分類されないその他の事業サービス業（集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く。）を除く。）

備考

1　この表に掲げる業種は、次のとおりとする。

一　日本標準産業分類（平成二十一年総務省告示第百七十五号）において分類された業種区分によるものとする。

二　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号。以下「適正化法」という。）第二条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に規定するものについては、一般大衆向けに主として食事の提供を行うもの（歓楽的雰囲気を伴うものを除く。）に限る。

三　適正化法第二条第一項第七号及び第八号（ゲームセンター（スロットマシン場を除く。）を除く。）、第六項から第十項までに規定する営業を除く。

2　指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間をいう。

○経済産業省告示第二百五十八号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第七号の規定に基づき、同号の金融取引の調整を次のように指定する。

平成二十六年十二月二十四日　　経済産業大臣　宮沢　洋一

1　次に掲げる金融機関が実施している経営の相当程度の合理化に伴う貸出の減少

番号	金融機関名	所在地
一	株式会社秋田銀行	秋田県秋田市山王三丁目二番一号
二	株式会社北都銀行	秋田県秋田市中通三丁目一番四十一号
三	株式会社筑波銀行	茨城県土浦市中央二丁目十一番七号
四	株式会社東京都民銀行	東京都港区六本木二丁目三番十一号
五	株式会社富山銀行	富山県高岡市守山町二十二番地
六	株式会社近畿大阪銀行	大阪府大阪市中央区城見一丁目四番二十七号
七	株式会社池田泉州銀行	大阪府大阪市北区茶屋町十八番十四号
八	株式会社四国銀行	高知県高知市南はりまや町一丁目一番一号
九	オリックス銀行株式会社	東京都港区芝三丁目二十二番八号
十	株式会社中京銀行	愛知県名古屋市中区栄三丁目三十三番十三号
十一	株式会社関西アーバン銀行	大阪府大阪市中央区西心斎橋筋一丁目二番四号
十二	株式会社愛媛銀行	愛媛県松山市勝山町二丁目一番地
十三	株式会社長崎銀行	長崎県長崎市栄町三番十四号
十四	伊達信用金庫	北海道伊達市梅本町三十九番地三十
十五	日高信用金庫	北海道浦河郡浦河町大通二丁目三十一番地の二
十六	北海信用金庫	北海道余市郡余市町黒川町四丁目五番地
十七	釧路信用金庫	北海道釧路市北大通八丁目二番地